省令

○総務省令第二十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条及び第百六十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

改正後	改正前
（報告を要する重大な事故） **第五十八条**　法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。 一　次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの	（報告を要する重大な事故） **第五十八条**　［同上］ 一　［同上］

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一　緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二　緊急通報を取り扱わない音声伝送役務		二時間	三万
		一時間	十万
三　電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するＬＰＷＡサービス		十二時間	三万
		二時間	百万
四　利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）		二十四時間	十万
		十二時間	百万
五　一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間		三万
	一時間		百万

［二　略］

電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一　緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二　緊急通報を取り扱わない音声伝送役務		二時間	三万
		一時間	十万
三　利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス（音声伝送役務を除く。）		二十四時間	十万
		十二時間	百万
四　一の項から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間		三万
	一時間		百万

［二　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。